

会議録

- 1 会議の名称 令和6年 第4回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和6年10月30日（水） 午後2時00分から
午後2時30分まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
- （1）委員 教育委員 森下 洋一、松下 陽子、八木 洋子、山本 正和
教育長 石原 一則
- （2）執行機関 （事務局）教育総務課長 平松 敏浩
教育総務課管理主事 松本 治樹
教育総務課教育総務室長 和田 昭宏
教育総務課指導主事 守谷 洋紀
- （3）その他 なし
- 5 議題 議案第16号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について
議案第17号 川根本町立義務教育学校処務規程の一部改正について
議案第18号 川根本町が管理する寄宿舎（寮）防犯カメラの運用に関する規程の一部改正について
- 6 会議資料の名称 議案第16号～第18号
- 7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、森下委員、松下委員、八木委員、山本委員の承認を求めます。

前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。

【教育長あいさつ】

教育長 本日は大変お忙しい中、令和6年第4回教育委員会にご出席いただきありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

【議事】

教育長 ただ今の出席者は5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

よって、令和6年第4回川根本町教育委員会は成立しましたので、ただ今から開会します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。本教育委員会議における、議案第16号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定については、個人のプライバシーに関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第16号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定については本日の出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、非公開といたします。なお、会議録等につきましても、非公開とすることで、ご承知願います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議事に入ります。

最初に、議案第16号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 それでは、議案第16号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について、提案理由をご説明いたします。

町は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的に「川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱」を定め、就学に必要な措置を講じています。

今回、要綱第4条の規定により、令和6年度の準要保護児童生徒の追加認定審査をお願いするものです。なお、要保護児童生徒の認定は、該当ありません。審査対象は、2家庭で3人の児童生徒の保護者です。

詳細は、お手元の資料をご覧ください。

(内容は非公開)

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に対する意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって議案第16号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定については、準要保護児童生徒を、原案のとおり認定します。

教育長 次に、議案第17号 川根本町立義務教育学校処務規程の一部改正について、を議題とします。

朗読を省略して、事務局から説明を求めます

事務局 それでは、議案第17号 川根本町立義務教育学校処務規程の一部改正について、提案理由を説明いたします。

協議会資料4ページをご覧ください。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う、様式等の改正が必要となったためです。

なお、この告示の施行日については、12月2日から施行するとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第17号 川根本町立義務教育学校処務規程の一部改正については、原案のとおり承認いたします。

教育長 次に、議案第18号 川根本町が管理する寄宿舎（寮）防犯カメラの運用に関する規程の一部改正について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます

事務局 それでは、議案第18号 川根本町が管理する寄宿舎（寮）防犯カメラの運用に関する規程の一部改正について、その提案理由を説明いたします。

協議会資料6ページをご覧ください。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う、様式等の改正が必要となったためです。

なお、この告示の施行日については、12月2日から施行するとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案についての意見はありますか。

（「意見なし」の声あり）

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第18号 川根本町が管理する寄宿舎（寮）防犯カメラの運用に関する規程の一部改正については、原案のとおり承認いたします。

8 閉 会

教育長 本日の日程は、終了しました。

以上をもちまして、令和6年第4回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 石原 一則

教育委員 森下 洋一

教育委員 松下 陽子

教育委員 八木 洋子

教育委員 山本 正和